

「週休2日」試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県環境林務部が所管する建設工事において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 「週休2日」とは、対象期間内に4週8休以上、現場閉所等により当該現場の休日を確保することをいう。

2 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

- (1) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- (2) 工場製作のみを実施している期間
- (3) 工事の全部を一時中止している期間
- (4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所等により休日とした日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

4 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 休日とは、受注者が労働者に与える休日のほか、現場閉所日、降雨、降雪等による予定外の事由により、当該現場に労働者が従事していない日をいう。

6 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所や工事看板等の設置（設置に伴う除草作業等を含む。）又は測量）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則として環境林務部が所管する県営工事の全ての工事とするが、社会的要請により、早期の工事完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(発注形式)

第5条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(実施手続)

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。

2 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数（別表参照）を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

なお、対象期間において、月単位の週休2日（28.5%）以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

(実施証明)

第9条 週休2日を達成した場合、実施内容を記載した実施証明書（別紙2参照）を発行する。

(留意事項)

第10条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示等を行わない。

(2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

(3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いとする。

(4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。

(5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。

(6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年10月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

現場閉所の状況に応じた補正係数

＜労務単価，機械経費（賃料），共通仮設費率，現場管理費率＞

現場閉所の状況 （現場閉所率）	4週8休以上
現場閉所率	28.5%以上 （8日/28日以上）
労務単価	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

＜市場単価＞

名 称	区 分	4週8休以上
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工 （ロックボルト工）		1.03

令和〇年〇月〇日

株式会社 ○○○○
○○ ○○ 殿

鹿児島県○○地域振興局長
○○ ○○

週休 2 日実施証明書

下記工事について、週休 2 日の実施を証明する。

記

工 事 名 : ○○○○工事 (○○R○-○工区)
工 期 : 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
完成年月日 : 令和〇年〇月〇日

週休 2 日実施内容 (実施した内容に■を附している)

- 4 週 8 休 (通期) を達成した。
- 4 週 8 休 (月単位) を達成した。

「週休2日」試行工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休2日」試行工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す



かごしま未来応援隊!

(愛称: KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和○○年○○月○○日まで
時間帯 ○:○○~○:○○

道路改築工事(○○○○R○-○工区)

発注者 鹿児島県○○地域振興局
建設部○○○○課
電話 099-***-****
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 099-***-****

「週休2日」試行工事実施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	<p>工期全体で4週8休以上を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第7条関係】</p>
	特記仕様書	—	<p>対象工事である旨を明示</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第4条第2項関係】</p>
契約後	実施手続き	<p>施工計画書提出時に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を提出</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第6条第1項関係】</p>	受理
実施中	準備	<p>工事の標示施設に 「週休2日」試行工事である旨を明示</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第6条第2項関係】</p>	確認
	現場閉所の確認	<p>月1回程度を目安とし、現場閉所を確認できる資料等について発注者に提示</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第6条第3項関係】</p>	確認
	実績報告①	<p>契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第6条第4項関係】</p>	<p>実施の結果、工期全体で4週8休に満たない場合は補正分を減額変更</p>
完成時	実績報告②	<p>工事完了後に <u>最終の休日の取得実績を記載した</u> 「休日取得計画実績表」を提出</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第6条第4項関係】</p>	<p>現場閉所を確認できる資料等により取得実績を確認</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第6条第4項関係】</p>
完成後	成績評定	—	<p>明らかに受注者側に週休2日に 取り組む姿勢が見られなかった場合 については、減点評価 工期内において、月単位で4週8休を 達成した場合は、加点評価</p> <p style="text-align: right;">【実施要領第8条関係】</p>